

(参考資料 1) 旅館業法の主な改正等について

【昭和23年】

- 7月12日 旅館業法（昭和23年法律第138号）制定
- 7月24日 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）制定

【昭和32年】

- 6月15日 法律第176号〔第一次改正〕
 - 新たに風俗的見地を加味した規制を行うこととし、営業施設の水準の向上を期するため、構造設備の基準を設けるとともに、旅館業の種別に簡易宿所営業を追加。
- 6月21日 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）制定
 - 構造設備基準を設定。
- 8月 1日 厚生省令第34号〔第二次改正〕
 - 構造設備基準に関する特例措置の追加。
キャンプ場、スキー場、海水浴場等の季節営業などの特例措置を追加。

【昭和43年】

- 6月10日 厚生省令第17号〔第三次改正〕
 - ・旅館業法第3条第3項の規定により都道府県知事が市町村の教育委員会の意見を求める際の手続きを追加。

【昭和45年】

- 5月18日 法律第65号〔第三次改正〕
 - ・風紀上、教育上の観点から学校等のおおむね100メートルの区域内の施設に許可を与える場合、教育委員会、校長等に意見を求める規定を追加。
- 7月 6日 政令第213号〔第一次改正〕
 - ・風紀上、教育上の観点から旅館業の営業施設の設置場所に関する規定を設けるとともに、ホテル営業及び旅館営業の構造設備基準に「玄関帳場その他これに類する設備」を追加。
- 7月 6日 厚生省令第38号〔第四次改正〕
 - ・ホテル営業及び旅館営業の構造設備基準に「玄関帳場その他これに類する設備」を追加したことに伴う改正。

【平成8年】

- 6月21日 法律第91号〔第四次改正〕
 - 旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要に対応したサービス提供を促進することを法律の目的に加え、営業者の責務等を追加。

【平成15年】

- 3月25日 厚生労働省令第48号〔第六次改正〕
 - 旅館業法施行規則第5条の構造設備の特例の対象に「農林漁業体験民宿業を営む施設」を追加。（簡易宿所の構造設備基準「客室延床面積33㎡以上」を適用しない。）

【平成17年】

- 1月24日 厚生労働省令第7号〔第七次改正〕
 - 宿泊者名簿に記載すべき事項として、国籍、旅券番号等を追加。

【平成24年】

- 3月30日 厚生労働省令第64号〔第八次改正〕
 - 旅館業法施行規則第5条の構造設備の特例の対象に「伝統的建造物」を追加。（旅館営業の構造設備基準「玄関帳場その他これに類する設備を有すること」を適用しない。）

【平成28年】

- 3月30日 政令第98号〔第二次改正〕
 - 10人未満の簡易宿所営業の営業許可要件を緩和。
（客室延面積33m²以上 → 10人未満の場合は、1人当たり3.3m²×宿泊者数以上）。
- 3月31日 厚生労働省令第68号〔第九次改正〕
 - 農林漁業体験民宿業の営業者の対象範囲の拡大
（農林漁業者 → 農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）に拡大。）